

**香川労働局発表**

令和5年9月1日

報道関係者各位

担	香川労働局労働基準部賃金室 賃金室長 北原 久敬 賃金係長 山本 憲司
当	【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926 <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/</a>

## 香川県最低賃金を時間額 918 円に引き上げます

発効日は令和5年10月1日です

香川労働局長（栗尾 保和）は、香川県最低賃金を40円引き上げ、時間額918円に改正することを決定し、本日9月1日官報公示を行った。

1 香川県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月4日、香川労働局長から、香川地方最低賃金審議会（会長 柴田 潤子）に対し諮問を行った。

同審議会は審議の結果、8月7日、香川労働局長に対し、現行の香川県最低賃金（時間額878円）を40円引き上げて918円に改正することが適当である旨の答申を行った。

これを受けて香川労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、香川県最低賃金を時間額918円とする決定を行い、本日（9月1日）官報公示を行った。

効力発生日は、令和5年10月1日である。

2 香川労働局では、改正された最低賃金額の積極的な周知に努め、その履行確保に最善を尽くしていくほか、中小企業・小規模事業者を支援するため、生産性を向上させるための設備投資等を実施した場合に費用の一部を助成する「業務改善助成金」制度の利用勧奨を積極的に実施していく。

3 その他、「香川働き方改革推進支援センター」を設け、中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対し、無料で相談を受け付けている。